

県と市町村
の連携

発達障害のある人の トータルライフ支援

保健・医療・福祉・
教育・労働の連携

(1) 発達障害のある人の支援体制整備の推進

医療を基盤とした 支援体制の構築

- 専門医の養成・確保策等の検討

市町村支援体制の整備促進

- 発達障害者支援センターとも連携し、施策を効果的に推進

家族支援体制の整備

- 親支援プログラムの導入・普及
↓
家族支援の機会を身近に確保

- 発達障害の正しい理解の促進
- 県発達障害者支援地域協議会の設置
- 県発達障害者支援センターの機能強化

(2) 人材育成の推進

トータルライフ支援の 人材育成

- ◎ 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の充実等

新指標 (H32)
受講医師数150人

- ◎ 登録キーパーソンから職域・地域の中核人材を養成

医療
との連携

(3) トータルライフ支援の推進

乳幼児期支援 体制整備

- ◎ 早期発見と早期支援の仕組づくりを促進するための研修等の実施
↓
県ガイドラインにより取組を普及

早期支援
の推進

学齢期支援 体制整備

- ◎ 就学前後の情報連携の取組を全市町村に普及

小中・中高・高大・
学職連携の推進

- 不登校・引きこもり問題への対応検討

成人期支援 体制整備

- ◎ 企業等向け研修会の開催
職場研修事業の成果等を活かして、就労に関する合理的配慮等を共有
↓
行政・支援機関・企業等の協働による就労サポート体制の整備

- ◎ 就労移行等連携調整事業
障害のある人の一般就労への移行促進のため、事業所向けセミナー開催等

発達障害への対応力を備えた幅広い人材群を創出

成長期の切れ目のない一貫した支援を実現

自立して就労できる環境を実現

県内どこでも、自立した生活を送り、社会参加できるよう、トータルライフ支援を実現 !!

発達障害のある人の
トータルライフ支援プロジェクト
推進ビジョン

(平成29～32年度)

岡山県発達障害者支援地域協議会
庁内ワーキンググループ

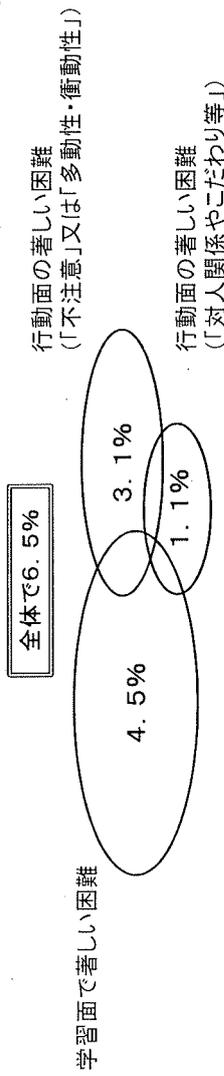
発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト推進ビジョン 目次

1	発達障害児等の状況について	3
2	プロジェクト推進ビジョンの趣旨等	4
	○ 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの基本方針	5
	○ 発達障害のある人のトータルライフ支援の推進に向けた県の役割について	6
	○ 発達障害のある人のトータルライフ支援体制整備に関する全体フレーム	7
	○ 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの全体フレーム	8
3	具体的な施策展開	9
	(1) 発達障害のある人の支援体制整備の推進	
	① 県における発達障害児(者)支援体制整備	11
	② 市町村における発達障害児(者)支援体制整備促進	13
	③ 家族支援の体制整備	15
	(2) 人材育成の推進	
	④ 支援人材の育成	17
	(3) トータルライフ支援の推進	
	⑤ 乳幼児期(就学前)の支援体制整備	19
	⑥ 学齢期の支援体制整備	21
	⑦ 成人期の支援体制整備	23
4	プロジェクト期間終了時(平成32年度末)までに目指すべき姿	25

1 発達障害児等の状況について

(1) 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(平成24年)

「知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す(発達障がいの可能性が低い特別な教育的支援を必要とする)」とされた公立小中学校の児童生徒の割合は、6.5%と報告されている。(本調査については、支援学校や支援学級の児童生徒は対象とされていない。)



これを岡山県内の小中学校の児童生徒の全体数(平成27年:15万8千人)に当てはめると、県内で10,200人程度の発達障がいの可能性があり特別な教育的支援を必要とする児童生徒の存在が推定される。

(2) 岡山県における発達障害やその疑い等の低い等のある幼児児童生徒の割合(%)の推移
(「通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒等への支援状況調査」等)

区分	H20	H24	H25	H26	H27
1歳6か月児健診	9.9	13.0	15.4	16.0	-
3歳児健診	10.8	15.0	17.2	17.4	-
保育所	-	-	18.7	18.5	19.5
幼稚園	8.8	14.8	16.3	16.5	17.6
小学校	6.1	9.5	10.5	11.7	12.6
中学校	3.8	6.7	7.5	8.7	8.4
高等学校	1.9	3.2	4.0	3.7	3.9

注) ① 「1歳6か月児」、「3歳児」については岡山県の母子保健資料、「保育所」については「特別な支援を必要とする幼児への支援状況調査」、「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」については「通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒等への支援状況調査」によるものである。
② 「小学校」、「中学校」については、通常学級における状況である。
③ 発達障害の診断の有無にかかわらず、保健師・保育士・教員等の見立てによるものであり、肢体不自由、知的障害等を含む。「発達障害の診断がある生徒等の割合(H27)」欄については、学校・園が把握している発達障害の診断を受けている幼児・児童・生徒の割合)

- 県内で、発達障害により特別な支援が必要な子どもとの割合は「約1割」と推定される。(上記調査より)
- 県内で、不登校の小中学生は「約1800人」、ひきこもりの人(15～39歳)は「約8千人(推計)」 → 背景の一部に発達障害

2 プロジェクト推進ビジョンの趣旨等

(1) 趣旨

- 本ビジョンは、「新晴れの国おかやま生き生きプラン」の重点施策である「発達障害のある人のトータルライフ支援」に係るプロジェクトの効果的な推進に向けて、県発達障害者支援地域の協議会及び同ワーキンググループの検討等に基づき、今後の施策の展開に係る全体構想を示すものであり、県組織内はもとより、市町村や保健・医療・福祉・教育・労働など各分野の関係機関等との共有の下に、連携して取組を進める。

(2) 基本的な考え方

- 発達障害のある人が社会で自立して生活していく上で、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援が重要であるが、ライフステージを通じた支援の推進のためには、県組織内での部局連携はもとより、市町村や各分野の関係機関等との連携が不可欠である。
- そのため、トータルライフ支援の推進に向けて、県自らの役割とともに、今後の施策の方向性や全体フレームを明確にした上で、市町村や各分野の関係機関等と、具体的な連携方策を含め、共有を図る必要がある。
 - ＜施策の方向性＞
 - 「幅広い支援策の展開」と「そのための人材育成」を連動して進める。
 - 「市町村の支援体制整備」を基盤としつつ、「広域的な支援体制整備」を並行して進める。
 - 関係分野の連携にポイントを置いて、県域の社会資源を総合して進める。（特に、医療と福祉・教育との連携）
- これまでの取組の成果を踏まえ、広く県域の社会資源を生かしながら、本県の実状に即したトータルライフ支援の『岡山県モデル』の構築を目指す。
- 本ビジョンの対象期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とし、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、見直し・充実を図りながら、取組を進める。

発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの基本方針

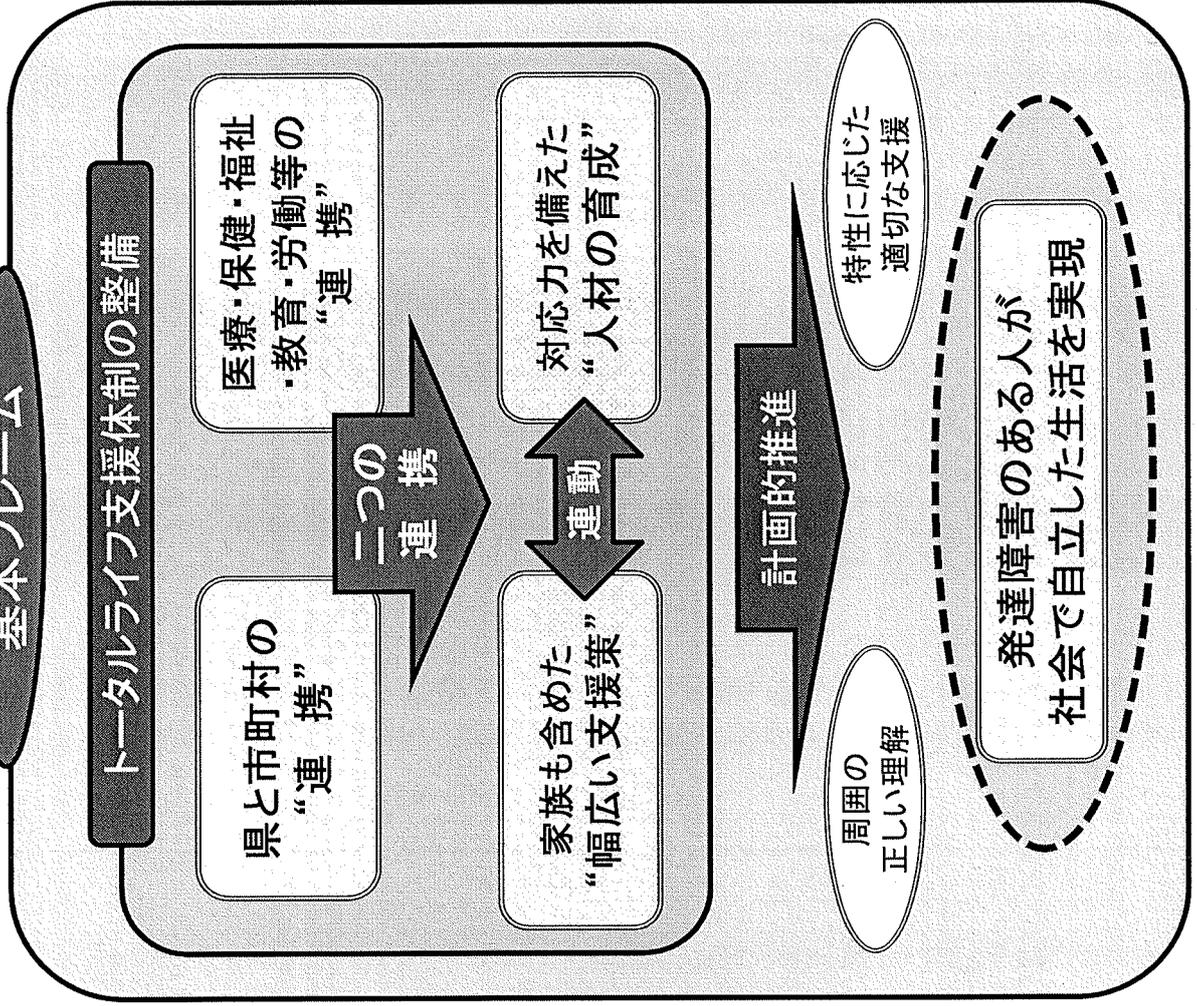
期間

■ 平成29年度 ~ 平成32年度

基本方針

■ 発達障害のある人のトータルライフ支援の推進
 発達障害のある人が、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、社会で自立した生活を送ることができるよう、市町村や医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関・団体と連携して、家族も含めた幅広い支援策や、対応力を備えた人材の育成などを計画的に進め、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。

基本フレーム



発達障害のある人のトータルライフ支援の推進に向けた県の役割について

<状況>

○発達障害者支援法では、発達障害児(者)の“ライフステージを通じた切れ目のない支援”や“関係分野の連携による支援”などの基本的な方向性は示されているものの、具体的な施策の進め方については地方(県・市町村)に委ねられている。

○障害児(者)支援施策において、「保健」・「福祉」・「教育」分野については、市町村が中核主体である一方で、特に、「医療」・「労働」分野については、広域的な体制整備が必要である。

- ・平成9年度～ 健康診査等の母子保健事業の実施主体が市町村に移行
- ・平成18年度～ 障害者自立支援法による障害福祉サービス等 …… 市町村が実施主体
- ・平成24年度～ 児童福祉法に基づく障害児の通所サービス等の実施主体が市町村に移行

*子育て支援施策の主な実施主体は市町村

*公立小学校・中学校の設置・運営主体は市町村

<県の役割>

生活と支援の基盤である市町村の体制整備が、まず重要であり、県は、保健・福祉・教育の分野連携を基本とした市町村の体制整備を促進するとともに、特に、「医療」・「労働」分野については、市町村域を超える広域的な体制整備を進め(医療分野については専門医療機関等との連携、労働分野については国施策等との連携を図りながら)、本県の実状に即した発達障害児(者)支援の「岡山県モデル」の構築を図る。

●発達障害のある人のトータルライフ支援施策の全体フレームの提示

(例:発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトに係る推進ビジョンの提示)

●市町村の支援体制整備の促進

・市町村の取組の方向性を示すガイドラインの提示、市町村の支援の仕組みづくりのサポート・研修等

(例:共通支援シートを用いた就学前後の情報連携の仕組みづくりのモデル事業とガイドライン等)

●広域的な支援体制整備の推進

・医療分野のネットワーク整備、就労促進のための施策等

・関係分野の連携促進、人材育成、機関連携等

(例:キーパーソンの登録・活用、各職域研修の実施・充実等)

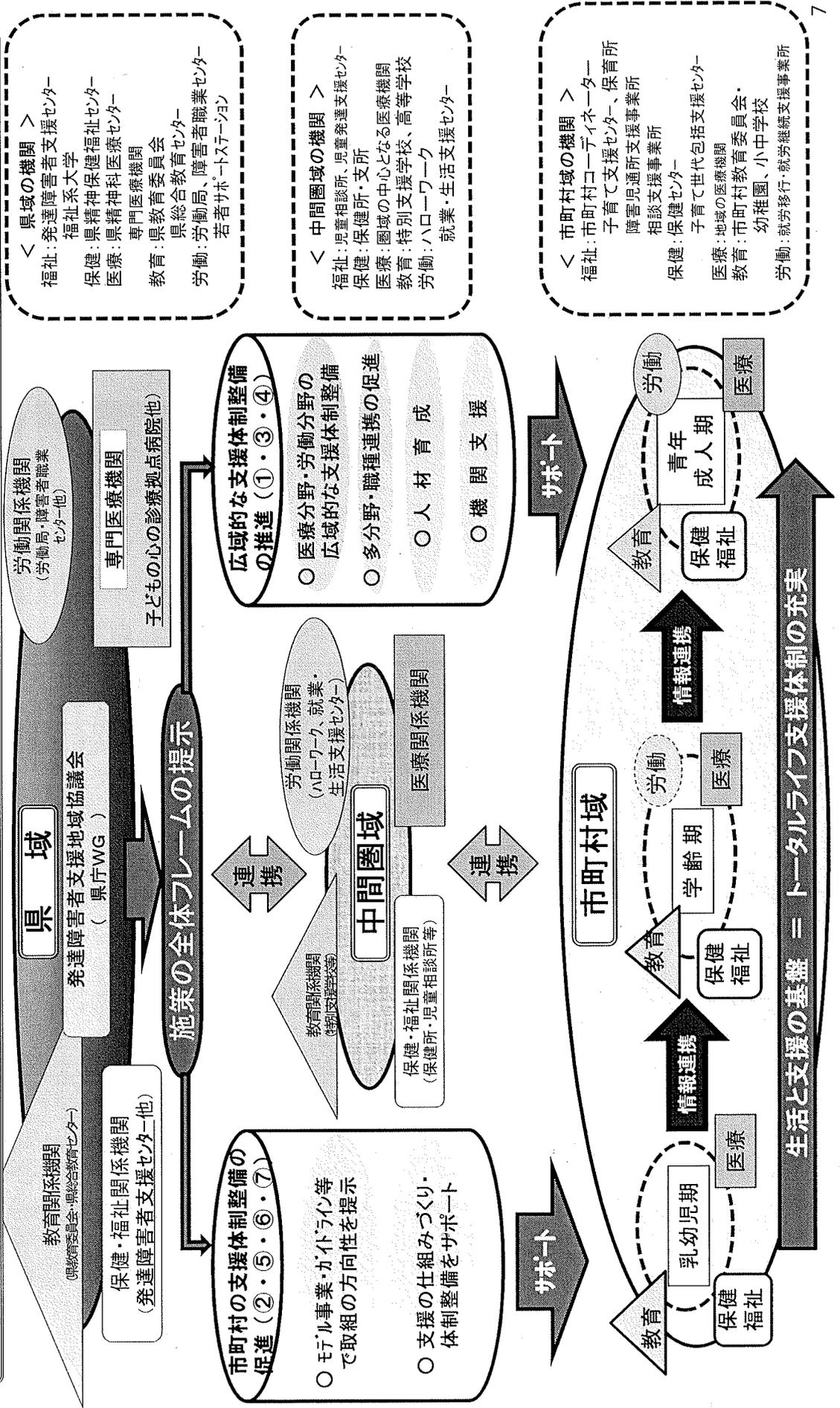
発達障害のある人のトータルライフ支援体制整備に関する全体フレーム

本県の現状

- 県発達障害者支援地域協議会(庁内WG)を中心に、市町村及び関係分野との連携による総合的な支援体制整備を進めている。
- 市町村においても、発達障害者支援コーディネーターを配置して、市町村を単位とした支援体制整備を進めている。
- 本県は、公的な療育センター等を設置していないが、民間の専門医療機関・福祉関係機関が充実している。
- 近年、発達障害のある子どもの把握(診断)が進んでいる。

県の役割

- 県域の支援体制整備に関する全体フレームの提示
- 生活の基盤である市町村の支援体制整備の促進 … モデル事業、ガイドラインの提示、支援の仕組みづくりのサポートなど
- 広域的な支援体制整備の推進 … 医療体制の整備、就労支援体制の整備、人材育成、分野連携の促進など



＜ 県域の機関 ＞
 福祉：発達障害者支援センター
 福祉系大学
 保健：県精神保健福祉センター
 医療：県精神科医療センター
 専門医療機関
 教育：県教育委員会
 県総合教育センター
 労働：労働局、障害者職業センター
 若者サポートステーション

＜ 中間圏域の機関 ＞
 福祉：児童相談所、児童発達支援センター
 保健：保健所・支所
 医療：圏域の中心となる医療機関
 教育：特別支援学校、高等学校
 労働：ハローワーク
 就業・生活支援センター

＜ 市町村域の機関 ＞
 福祉：市町村コーディネーター
 子育て支援センター、保育所
 障害児通所支援事業所
 相談支援事業所
 保健：保健センター
 子育て世代包括支援センター
 医療：地域の医療機関
 教育：市町村教育委員会・幼稚園、小中学校
 労働：就労移行・就労継続支援事業所

生活と支援の基盤 = トータルライフ支援体制の充実

＜本県の現況＞ 発達障害により特別な支援が必要な子どもの割合は「約1割」、不登校の小中学生「約1800人」、ひきこもりの人「約8千人(推計)」
 喫緊の課題

推進体制

(1) 発達障害のある人の支援体制整備の推進

- ① 発達障害者支援体制整備事業
 - ◎ 体制整備の検討のために、医療分野からのサポートの導入 → 専門医の養成・確保策等の検討
- ② 市町村支援体制整備事業
 - ◎ 支援の要となるコーディネーター配置促進 (現状) 19市町 → (H29) 23市町 → (H32) 全市町村
 - 年間相談実績 約1万2千件
- ③ 家族支援体制整備事業
 - ◎ 親支援プログラムの導入・普及 → 家族支援の機会を身近に確保

(2) 人材育成の推進

第一期 H26～28

発達障害者支援キーパーソン登録・活用促進事業

幅広い分野から人材の発掘・登録

研修・交流会
交流サイトの活用

生き活き指標
H28末 300人

多職種連携の促進・共通基盤の共有

第二期 H29～32

トータルライフ支援のための人材育成

- ◎ 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の充実等
- ◎ 各職種研修の充実と連携促進
- ◎ 登録キーパーソンから職域・地域の中核人材を養成

就学前後における関係機関連携強化事業

保育所・幼稚園から小学校への情報連携の仕組みづくり

5市町で共通支援シートを開発・活用するモデル事業

県ガイドラインの策定 (H28)

早期支援の推進

⑤ 乳幼児期支援体制の整備

- ◎ 早期発見と早期支援の仕組みづくりのモデル事業
- 県ガイドラインにより取組を普及

⑥ 学齢期支援体制の整備

- ◎ 就学前後の情報連携の取組を全市町村に普及
- 小中・中高・高六・学職連携の推進

⑦ 成人期支援体制の整備

- ◎ 職場研修事業
- 県機関で職場体験の機会を提供し、就労に関する合理的配慮について学ぶ。
- ◎ 就業実態調査
- 就労状況を支援機関・企業等に調査
- ◎ 企業等向け研修会の開催
- 職場研修事業の成果等を生かして、就労に関する合理的配慮等を共有
- 行政・支援機関・企業等の協働による就労サポート体制の整備

医療との連携

障害児福祉サービスの水準向上

不登校・ひきこもり問題への対応検討

トータルライフ支援を担う対応力を備えた幅広い人材群を創出

成長期における切れ目のない一貫した支援を実現

発達障害のある人が自立して就労できる環境を実現

県内どこでも、自立した生活を送り、社会参加できるよう、トータルライフ支援を実現 !!

3 具体的な施策展開

発達障害児(者)に対するトータルライフ支援体制を構築するため、市町村や関係分野との連携のもとに、①から⑦の施策を展開していく。

- (1) 発達障害のある人の支援体制整備の推進
 - ① 県における発達障害児(者)支援体制整備
 - 都道府県支援体制整備事業 <拡充>
 - 発達障害者支援センター運営事業 (継続)
 - 発達障害者地域支援体制サポート事業 (継続)
 - ② 市町村における発達障害児(者)支援体制整備促進
 - 市町村支援体制整備事業 (継続)
 - 市町村支援体制のバックアップとフォローアップ (継続)
 - ③ 家族支援の体制整備
 - ペアレント・メンター養成・派遣事業 <拡充>
 - 家族支援の支援者養成と地域での取組促進《新規》
- (2) 人材育成の推進
 - ④ 支援人材の育成
 - 発達障害者支援キーパーソン養成事業 <拡充>
 - 発達障害児(者)支援医師研修 <拡充>
 - 専門医の養成促進 (※今後、取組を検討)
 - 公的職域研修 (継続)
- (3) トータルライフ支援の推進
 - ⑤ 乳幼児期の支援体制整備
 - 乳幼児期支援連携強化事業《新規》
 - 障害児福祉サービス向上の検討 (※今後、取組を検討)
 - ⑥ 学齢期・思春期の支援体制整備
 - 就学前後における情報連携普及事業 (継続)
 - 就学後の情報連携の促進 (継続)
 - 学齢期の不応問題への対応の検討 (※今後、取組を検討)
 - ⑦ 成人期の支援体制整備
 - 発達障害のある人の職場研修事業 (継続)
 - 就労支援ネットワーク事業《新規》
 - 引きこもり等の社会不応問題への対応検討 (※今後、取組を検討)

① ～ ⑦ の 施 策

現 状

- 当該施策分野における取組・事業等の現状について

課 題

- 現状を踏まえた今後の課題について

目指すべき将来の姿

- 現状・課題を踏まえて、現時点で目指すべきと考えられる将来の姿について

成果指標

- 平成32年度末時点で到達すべき目標

具 体 的 取 組

- 平成29年度から平成32年度までの間に実施すべき取組の内容について（※一部は、今後、取組を検討）

今 後 の 進 め 方

- 平成29年度から平成32年度までの取組みのスケジュール等について

① 県における発達障害児(者)支援体制整備

現 状

- 発達障害者支援体制検討委員会(県の関係部局、学識経験者、親の会等で構成)において、施策の基本方針等を検討するとともに、同協議会の下に、庁内関係課及び県発達障害者支援センターによるWGを設置して、施策の具体的な内容や進め方を検討している。
- 中核機関である県発達障害者支援センターが、当事者・家族への相談支援・発達支援・就労支援、市町村や支援機関へのバックアップ支援、関係施策の企画・運営等に当たっている。
- 市町村のコーディネーター・担当者との会議を定期的に開催するなどして、県と市町村との間で施策推進に係る方向性や課題を共有し、施策の全体的な普及を図っている。

課 題

○トータルライフ支援の『岡山県モデル』の構築

- 発達障害に係る施策は発展途上の段階にあるが、その展開方法は地方等に委ねられており、県が主導的な立場で、県の社会資源等の状況を踏まえながら、トータルライフ支援の『岡山県モデル』を構築する必要がある。
- 医療と福祉での支援、医療と教育での支援について、相互の理解と連携が十分とは言えない状況があり、また、庁内WG等での検討においても、医療の視点を十分に導入できておらず、専門医療機関との連携を強化する必要がある。
- 教育分野と保健・福祉分野との連携事業として「就学前後における関係機関連携強化事業」等に取り組んでいるが、さらに施策展開の全般において、連携を強化していく必要がある。
- 改正発達障害者支援法において、新たに都道府県での「発達障害者支援地域協議会」の設置が規定され、包括的な支援体制整備に向けて司法機関等を含めたより広い分野連携が求められている。

目指すべき将来の姿

- 発達障害のある人のトータルライフ支援の『岡山県モデル』により、身近な市町村を単位に、保健・福祉・教育等の分野が連携して、個々の特性や生活環境等に応じた適切な支援を受けられる体制が整備されているとともに、医療・労働の分野に関しても、専門機関を中心とした広域的な支援体制が整備されていることにより、県内どの地域でも、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた切れ目ないサポート体制が構築されている。

成果指標

- 発達障害のある人のトータル支援の『岡山県モデル』による施策の方向性について、県と市町村、また、医療・保健・福祉・教育・労働等の分野で共有され、共通の基盤に立って取組が進められている。

具体的取組

- 1 都道府県支援体制整備事業
 - (1) 発達障害者支援地域協議会の設置
 - ・現行の発達障害者支援体制検討委員会を発達障害者支援法に基づく発達障害者支援地域協議会に改組して、幅広い意見集約等の下に施策の推進を図る。
 - (2) 発達障害のある人のトータルライフ支援の推進に係る専門医療の視点に基づくサポート事業 《新規》
 - ・医療連携のための片内WGを設置し、トータルライフ支援の推進に当たり、諸課題への対応策や重要事項への取組方針等について、専門医療分野の中核的な医療者等から、専門的視点に基づく助言等を継続的に受けることにより、施策の効果的な展開を図る。
 - (3) 普及啓発活動の推進(継続)
 - ・親の会等との連携による啓発の促進
 - ・発達障害者支援セミナーの効果的な実施
- 2 発達障害者支援センター運営事業(継続) …… 相談支援・発達支援・就労支援等
- 3 発達障害者地域支援体制サポート事業(継続) …… 地域支援の推進

今後の進め方

	H28	H29	H30	H31	H32
1 都道府県支援体制整備事業	発達障害者支援体制検討委員会	(1) 「発達障害者支援地域協議会」に改組 (2) 発達障害のある人のトータルライフ支援の推進に係る専門医療の視点に基づくサポート事業 (3) 普及啓発活動の推進（親の会等との連携・支援セミナー）			
		県発達障害者支援センターの運営(相談支援・発達支援・就労支援等)			
2 発達障害者支援センター運営事業					
3 発達障害者地域支援体制サポート事業					地域支援マネージャーによる地域支援の推進

② 市町村における発達障害児(者)支援体制整備促進

現 状

- 現在、発達障害者支援コーディネーターが、19市町(発達障害者支援センター設置の岡山市を含む)に配置されており、コーディネーターを中心に、部局横断による支援体制整備が進められている。(8市町村で未配置)
- コーディネーターは、各市町村において相談の窓口となるとともに、関係機関と連携・調整して必要な支援を行っている。
- コーディネーターは、県発達障害者支援センターとの連携の下に、県のプロジェクト事業等を市町村域で展開している。(本県の施策展開の基本フレーム)
- 県は、コーディネーターの配置等により支援体制整備に取り組む市町村に対して補助を行う。(立上げ時の3年間に限り、必要経費の1/2を補助)
(実施市町村は補助終了後も全て事業を継続している。)

課 題

○市町村におけるトータルライフ支援体制の整備促進

- 早期に、全市町村でのコーディネーター配置等による支援体制整備を完成し、県全体が共通フレームのもとに施策を推進できる状況を確認する必要がある。
- 市町村におけるトータルライフ支援のための部局横断体制が未整備であったり、有効に機能していない場合については、県発達障害者支援センター等によるサポート・フォローアップ等が必要である。

目指すべき将来の姿

- 全ての市町村において、コーディネーター配置され、部局横断の推進組織の下で、県発達障害者支援センターと連携しながら、ライフステージを通じた適切な支援が実施されている。

成果指標

- 全ての市町村において、コーディネーター配置等による支援体制整備ができている。
(現行)19市町村 → (H32末)27市町村

具体的取組

- 1 市町村支援体制整備事業（継続）
 - 発達障害者支援コーディネーターの配置など、市町村の支援体制整備に要する経費の一部を補助する。
（立上げ期の3年間の補助、補助率1/2）
 - ※H32年度までに、全市町村で取り組まれるよう、未実施の市町村に対して、早期の実施を働きかける。
（小規模町村においては、複数町村での共同実施を含め検討）
- 2 市町村支援体制のバックアップとフォローアップ（継続）
 - 県発達障害者支援センターが、市町村コーディネーターの活動等をバックアップするとともに、市町村支援体制の機能状況をフォローアップ（点検・見直し）する。

今後の進め方

	H28	H29	H30	H31	H32
1 市町村支援体制整備事業	19市町で体制整備済				
2 市町村支援体制のバックアップとフォローアップ	県発達障害者支援センターによる市町村コーディネーターの活動等のバックアップ				
	市町村支援体制の機能状況についてフォローアップ（点検・見直し）				

③ 家族支援の体制整備

現 状

○ペアレント・メンター養成・派遣事業

- 発達障害のある人の保護者で所定の養成研修を修了したペアレントメンターを登録して、保護者の座談会や研修会等に派遣し、同じ親の立場で家族の不安に寄り添ってサポートする事業を実施している。(登録メンター：31人)

○ペアレント・トレーニングの実施

- 発達障害者支援センターが、地域の支援者をサポートするかたちにより、現在、県内8か所でペアレント・トレーニングが実施されている。

課 題

○家族支援の重要性

- 乳幼児期から成人期までの全てのライフステージを通じて家族が一貫した支援の基盤であることから、家族の発達障害への正しい理解や対応、家族が取り組む発達支援のスキルを高めるための支援が重要である。
- 特に、子育てに不安を持つ保護者が孤立することがないように、継続的な支援が必要であるが、現状では、家族支援の機会に限られている。
- 親ができるだけ抵抗感なく、支援の枠組みに入って来られるよう、子育て支援のアプローチから参加できる支援の機会を身近なところに用意していく必要がある。

目指すべき将来の姿

- ペアレント・メンターの意義や役割が県域で広く理解され、家族支援に幅広く、効果的に活用されている。
- ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングなどをツールとして、効果的な家族支援が実践できる支援者が県内に広く養成されており、どの地域においても身近に家族支援の機会が確保されている。

成 果 指 標

- ▶ ペアレント・プログラムなどによる家族支援が受けられる機会が、県全域で確保されてきている。

具 体 的 取 組

- 1 ペアレント・メンター養成・派遣事業 < 拡充 >
 - 家族支援のためのメンター派遣の実施(茶話会・座談会、ペアレントトレーニング、啓発研修等)
 - メンターコーディネーターによるメンター活動のバックアップ
 - 登録メンターへのフォローアップ研修の実施
 - 連絡協議会(H28年度設置)により運営体制を整備し、事業内容の充実・向上を図る。
 - H29年度以降、メンターの追加養成を実施する。
- 2 家族支援の支援者養成と地域での取組促進《新規》… ※以下は、実施イメージ案
 - ① 支援者養成研修
 地域で家族支援を実践できる支援者の養成研修
 (対象) 保健師、保育士・幼稚園教諭・地域子育て支援拠点の支援者、障害児サービス事業所支援員等
 (区分) 3コース(保健師向け、保育士・幼稚園教諭・地域子育て支援拠点の支援者向け、障害児サービス事業所支援員向け)
 (内容) 家族支援の基礎、ペアレントプログラム等の支援ツール、グループワーク
 - ② 研修型のペアレントプログラム等の実施
 ・ 保護者を対象にしたペアレントプログラム(1コース6回程度)等を実施
 ・ 研修型プログラムとして、支援者養成①を修了した地域の支援者が対象を兼ねて実施
 - ③ 地域におけるペアレントプログラム等による家族支援の実施
 ①・②を修了した支援者が地域でペアレントプログラム等による家族支援を実施 … 県発達障害者支援センターがバックアップ

今 後 の 進 め 方

	H28	H29	H30	H31	H32
1 ペアレント・メンター 養成・派遣事業	○メンター派遣の実施(茶話会・座談会、ペアレントトレーニング、啓発研修等)				
	※連絡協議会を設置	○メンター活動のバックアップ等	○登録メンターへのフォローアップ研修の実施		
	メンター登録 31名	○メンターの追加養成の実施			
2 家族支援の支援者 養成と地域での取 組促進		① 家族支援を地域で取り組むための支援者養成研修			
		②・③の検討・準備	②、研修型のペアレントプログラム等の実施		
			③ 地域におけるペアレントプログラム等による家族支援の取組促進		(継続)

④ 支援人材の育成

現 状

- 各職域研修の実施
 - 発達障害に関わる研修が各職域（医師・保健師・保育士・教員、特別支援教育コーディネーター等）で実施されている。
- 発達障害者支援キーパーソン登録・活用促進事業
 - 様々な職域で発達障害児（者）支援に携わる専門職等をキーパーソンとして登録して、多職種連携の促進等により、トータルライフ支援を担う人材の全体的な底上げを目指す取り組みを進めている。（H29年3月末の登録者数：323人）

課 題

- 各職域研修の連携促進
 - 現在、発達障害に関わる各職域研修は、それぞれ独自に企画・運営されている状況にあるが、全ての研修においてトータルライフ支援のための基本的な視点と基盤が共有される必要がある。
- 中核人材の養成・確保
 - 多職種が連携して効果的にトータルライフ支援を推進していくためには、各職域ごとに、関係する分野を含む幅広い知見等を備え、当該職域の取組をリードしていける中核人材（リーダー）を養成・確保する必要がある。
- 医療人材の確保
 - 特に、医療分野においては、発達障害に係る専門医の数が不足している状況にあることから、その養成・確保が必要であり、また、早期発見・早期支援などの対応を効果的に進めるためには、身近なかかりつけ医等の発達障害への対応力の向上により、地域の医療者と専門医等が円滑に連携できる体制の整備を進める必要がある。

目指すべき将来の姿

- 各職域における発達支援の観点の浸透
 - 各職域の研修等において、発達支援の観点が十分に導入されていることにより、全ての職域の人材育成過程において、トータルライフ支援のための基本的な視点と基盤が共有されている。
- 各職域における中核人材（リーダー）の確保
 - トータルライフ支援の観点から各職域の取組をリードしていける中核人材が、職域ごと存在し、これら職域のリーダー間においても十分な連携が図られている。
- 専門医の確保及び医療連携の構築
 - 発達障害に係る十分な数の専門医が養成・確保され、地域の小児科医等のかかりつけ医と適切な連携が図られている。

成果指標

- 発達障害への対応力を備えた人材が、各分野・職域で広く育成されている。
※発達障害について身近に相談できるかかりつけ医の数（対応力向上研修の受講医師数）…150人（概ね中学校区に一人）
- 各職域ごとに、中核となる人材が養成され、職域間での連携が進められている。

具体的取組

- 1 発達障害者支援キーパーソン養成事業 <拡充> … ※以下は、実施イメージ案
 - ・登録キーパーソンの有効な活用・展開を図るために、登録者に対して、支援の共通基盤の共有のための基本研修や中核的人材の養成を目指す専門研修など多様な研修の機会を提供する。
 - ・特に、専門研修を通じて、トータルライフ支援の観点を備えた各職域の中核的人材(リーダー)を養成する。

※発達障害が関係する種々の公的職域研修について、関係分野による「研修チーム」で、共通の視点に基づく企画・運営を行うことにより、研修内容の体系化や職域間での支援の方向性の共有等を促進し、人材の育成と施策の展開との効果的な運動を目指す。

(基本研修)

 - ① トータルライフ支援の共通基盤の共有のための基本研修
 - ・登録キーパーソン全員を対象として、多職種の相互理解と交流を目的とした研修(年間2回程度)
 - ② 公的職域研修への参加機会の提供 … ※今後、研修チームにおいて、公的職域研修の在り方と合わせて、今後、取組を検討(専門研修) … 下記③・④の受講者には、キーパーソン事業の効果的な推進のために、一定の役割を定める。
 - ③ 中核人材養成のためのトータルライフ支援のジェネラル研修
 - ・県内の大学や専門機関が主催する発達障害に関する総合講座への参加をサポートする。
 - ④ 中核人材養成のための専門機関での臨地研修
 - ・県発達障害者支援センター等での臨地研修
- 2 医師研修等
 - (1) かかりつけ医等発達障害対応力向上研修 <拡充>
 - (2) 専門医の養成促進等
 - ・①県における発達障害児(者)支援体制整備の「専門医療の視点に基づくサポート事業」の中で、発達障害に係る専門医の養成・確保や医療ネットワークの構築、医療と他分野(福祉・教育等)との連携の在り方等について検討
- 3 公的職域研修 (継続)
 - 発達障害児(者)支援に携わる専門職(保健師、保育士、教員等)について、それぞれの職種ごとに公的職域研修を実施

今後の進め方

	H28	H29	H30	H31	H32
1 発達障害者支援 キーパーソン養成 事業	※研修チームの編成・・・体系化等の検討 ①トータルライフ支援の共通基盤共有のための基本研修 ③中核人材養成のためのトータルライフ支援のジェネラル研修 ④中核人材養成のための専門機関での臨地研修	②公的職域研修への参加機会の提供(※今後、取組を検討) (継続)			
			(1) かかりつけ医等発達障害対応力向上研修 (2) 専門医の養成促進等の検討 職種(保健師・保育士・教員等)ごとの公的研修		
2 医師研修等					
3 公的職域研修					

⑤ 乳幼児期の支援体制整備

現 状

- 市町村の母子保健事業として、乳幼児健診や要観察児教室が実施されるとともに、市町村や県保健所・支所において、専門医による2次的相談等が実施されている。
- 発達障害のある子どもを含む障害児を対象とした福祉サービスとして、児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援等が指定事業所により実施されている。

課 題

- 乳幼児健診におけるスクリーニングの状況
 - 乳幼児健診における発達障害に係るスクリーニングの方法等については、基本的に、地域の実情に応じて、市町村に任されている状況にある。
- 気づきの段階から支援や診断へのつなぎ
 - 発達障害への気づきの段階から支援や診断等に適切につないでいくために、保健師や保育士等の支援者の親に対する対応スキルをさらに層高めていく必要がある。
- 段階的な支援の仕組み
 - 発達障害への気づきの段階から、親がしっかりと子ども向き合い、スムーズに適切な支援や診断につなげていけるよう、子育て支援の枠組みから始める段階的な支援の仕組みを用意する必要がある。
- 障害児を対象とした福祉サービスの水準の向上
 - 児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援等の障害児への福祉サービスについて、個々の発達障害の特性を踏まえた療育や家族支援の充実など、サービス水準の一層の向上を図る必要がある。

目指すべき将来の姿

- 乳幼児期(就学前)支援体制の整備
 - 乳幼児健診等における発達障害の疑いのある幼児のスクリーニングについて、全県的に標準化が図られている。
 - 全ての市町村において、母子保健・子育て支援・障害福祉等の分野が連携して、社会資源等の状況に応じた機能的な乳幼児期支援の仕組みが整備されており、診断前後での適切なサポートが行われている。
 - 障害児を対象とした福祉サービスの質の確保
 - 障害児を対象とした全ての福祉サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援等)について、適切な療育をはじめトータルライフ支援の視点に基づき適切な支援が実施されている。
- #### 成果指標
- 合同研修会やモデル事業の成果に基づき県ガイドラインにより、全ての市町村において、地域の社会資源等に応じた機能的な乳幼児期の支援の仕組みづくりに向け、母子保健・子育て支援・障害福祉等の分野連携が進められている。

具体的取組

- 1 乳幼児期支援連携強化事業《新規》… ※以下は、実施イメージ案
市町村を単位に、地域の社会資源等の状況に応じて、関係機関の連携強化等を図りながら、機能的な乳幼児期支援の仕組みづくりを進める。
 - ①現状把握・検討(H28～29) … 全市町村(岡山市を除く)の現状把握(調査・ヒアリング)、課題等の整理、モデル事業のフレーム検討、モデル市町村の選定
 - ②合同研修会の開催(H29～) … ①の調査結果等に基づき課題と取組の方向性を県と市町村で共有する。
H30年度以降、③のモデル事業の取組状況・成果等の共有を図る。
 - ③希望市町村によるモデル事業(H29～:2市町村、H30～:2市町村)
 - * 市内WVGの設置
 - * 現行の母子保健事業・支援体制・人材・社会資源・機関連携等について点検
 - * 仕組みの見直し検討 → 2～3年で支援の仕組みを再構築
(テーマ例)早期発見と早期支援の仕組み、家族支援体制の整備、地域の社会資源に応じた重層的な支援体制など
 - ④県庁WVGにおいて仕組づくりのガイドラインを策定(H30～31)
 - ・人口規模・社会資源等の状況に応じて複数パターンを想定
 - ⑤県ガイドラインにより全市町村に取組を普及(H32～)
- 2 障害児福祉サービス向上に係る対応検討 (※今後、取組を検討)

今後の進め方

	H28	H29	H30	H31	H32
1 乳幼児期支援連携強化事業	① 現状把握・検討 モデル市町村の選定	② 合同研修会の開催			
			③ 市町村モデル事業(H29～31:2市町村、H30～31:2市町村)	④ 県ガイドラインを策定	⑤ 全市町村への取組普及
2 障害児福祉サービス向上に係る対応検討	障害児福祉サービスの向上に係る検討(※今後、取組を検討)				

⑥ 学齢期・思春期の支援体制整備

現 状

○就学前後の情報連携

- 「就学前後における関係機関連携強化事業」において、5市町が、保育所・幼稚園から小学校への支援に必要な情報連携の仕組みづくりのモデル事業に取り組んでおり、その成果に基づいて県のガイドラインを平成28年度に策定した。

課 題

○就学前後の情報連携の取組の普及

- モデル事業において成果が確認できた就学前後における情報連携について、ガイドラインによる取組の全県的な普及を図る。

○就学後の連携

- 小中・中高・高大・学職における支援の引継ぎに必要な情報連携について、取組を進める必要がある。

○不登校等の不応の問題

- 発達障害が背景にある不登校等の不応の問題への対応について検討の上、必要な取組を進める必要がある。

目指すべき将来の姿

○就学前後の情報連携

- 全ての市町村において、支援に必要な情報が保育所・幼稚園から小学校に効果的に引き継がれる仕組みが整備されている。

○就学後の情報連携

- 全ての市町村において、支援に必要な情報が小学校から中学校に効果的に引き継がれる仕組みが整備されており、また、中学校から高等学校・学校等から就職先への引継についても一定のルール化が図られている。

○不登校等の不応の問題

- 発達障害が背景にある不登校等の不応の問題に係る概況が把握されて、対応についての検討が進められている。

成果指標

- 全ての市町村が、就学前後の移行期における発達支援が必要な子どもに係る情報連携の仕組みづくりに取り組んでいる。
(現在)5市町村 → (H32末)27市町村

具体的取組

- 1 就学前後における情報連携普及事業（継続）
 H28年度に県が策定したガイドラインによる取組の普及を行う。
 県発達障害者支援センターを中心に、市町村の取組をサポートする。（合同研修会の開催、市町村WGへの参画等）
 5市町（モデル市町）→ H32までに全市町村での実施を目指す
- 2 就学後の情報連携の促進（継続）
 ○小中連携 …… 就学前後の情報連携を実施した市町村から、小中連携の取組を進める。
 ○中高・高大・学職連携 …… 機会を捉えて情報連携の在り方について検討
- 3 学齢期の不応問題への対応検討（※今後、取組を検討）
 ＊発達障害が背景にある不登校等の不応問題への対応について検討

※一人一人が笑顔に！就学前からの発達支援事業（県教育委員会）との連携（H28～）
 幼稚園・保育所等の集団生活の場において、特別支援学校教員等の専門的人材がアセスメントを行うことで、発達障害等の可能性のある子どもを的確に把握し、個に応じた指導・支援を早期から適切に開始することにより、集団への適応力を高め、小学校段階への円滑な接続を図る。

今後の進め方

	H28	H29	H30	H31	H32
1 就学前後における情報連携普及事業	モデル事業(5市町) 県ガイドライン策定				
2 就学後の情報連携の促進	就学前後の情報連携を実施した市町村から、小中連携の取組を進める。 中高・高大・学職連携の在り方について検討				
3 学齢期の不応問題への対応検討	不応問題への対応について検討				

⑦ 成人期の支援体制整備

現 状

○職場研修事業

- 平成28年度から、発達障害のある人に県の機関で職場経験の機会を提供するとともに、県においても発達障害の特性や就労に当たったの合理的配慮等について学ぶための職場研修事業を実施している。

○就労実態調査

- 平成27・28年度において、発達障害のある人の就労に関して、実績のある支援機関と企業等に対して、実態把握のための調査を実施した。

○精神障害者の雇用義務化

- 平成30年度から精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率の引き上げが見込まれる。

課 題

○ノウハウ等の普及

- 発達障害のある人の就職や職場定着を推進する上で、就労支援機関に必要な支援のノウハウや雇用する企業等に求められる合理的配慮やサポート内容等について、支援機関や企業等が理解を深め、実践していく必要がある。

○就労サポート体制の構築

- 行政機関・就労支援機関・企業等の協働による就労サポート体制を構築する必要がある。

○引きこもり等の社会不適合の問題

- 発達障害が背景にある引きこもり等の社会不適合の問題への対応について検討の上、必要な取組を進める必要がある。

目指すべき将来の姿

○行政機関・就労支援機関・企業等の協働による就労サポート体制の構築

- 県内の多くの企業等において、発達障害のある人の雇用への理解が進み、発達障害のある人の多くが個々の能力を生かして就職し、働き続けることができる環境が整備されている。
- 全ての就労支援機関が、有効な就労支援と企業等との連携により、個々の特性に応じた就職支援を行い、就職後も企業等との協働により、適切に職場定着をサポートしている。

○引きこもり等の社会不適合の問題

- 発達障害が背景にある引きこもり等の不適合に係る概況が把握されて、対応について検討が進められている。

成果指標

- 行政機関・就労支援機関・企業等との協働による就労サポート体制の構築に向けた取組が進められている。

具体的取組

- 1 発達障害のある人の職場研修事業（継続）
 県機関で職場体験の機会を提供するとともに、県機関は発達障害の特性や就労に当たっての合理的配慮等を学ぶ。
 （期間）3カ月程度 （人数）2～3人 （支援）県発達障害者支援センターがジョブコッチャー的な立場でサポート
- 2 就労支援ネットワーク事業《新規》
 ① 就労支援ネットワーク推進事業
 発達障害のある人の就労支援機関の連絡組織において、職場研修事業や就労実態調査の成果等を検証し、就労支援や職場定着等のノウハウ、支援機関と企業等が共有すべき視点等を検討・集約した上で、ハンドブックを作成する。
 （H29）就労支援機関のためのハンドブック （H32）企業等のためのハンドブック
 ② 発達障害のある人の雇用促進研修事業
 職場研修事業や就労実態調査の成果等に基づき、企業や自治体を対象に、発達障害のある人の雇用促進に向けた研修・報告会を開催する。
 ③ 協働による就労サポート体制の構築
 上記①②の取組等を通じて、行政機関・就労支援機関・企業等の協働による就労サポート体制の構築を進める。
- 3 引きこもり等への対応検討（※今後、取組を検討）
 * 発達障害が背景にある引きこもり等の社会不適合の問題への対応について検討

今後の進め方

	H28	H29	H30	H31	H32
(1) 発達障害のある人の職場研修事業	発達障害のある人の職場研修事業				
	就労実態調査				
(2) 就労支援ネットワーク事業			① 就労支援ネットワーク推進事業		(継続)
			② 発達障害のある人の雇用促進研修事業		
(3) 引きこもり等の社会不適合問題への対応検討			③ 協働による就労サポート体制の構築		
				社会不適合の問題への対応について検討	

Ⅲ プロジェクト期間終了時(平成32年度末)までに目指すべき姿

成果指標	
具体的な 施策展開	
①	<p>県における発達障害児(者)支援体制整備</p> <p>➤ 発達障害のある人のトータル支援の「岡山県モデル」による施策の方向性について、県と市町村、また、医療・保健・福祉・教育・労働等の分野で共有され、共通の基盤に立って取組が進められている。</p>
②	<p>市町村における発達障害児(者)支援体制整備促進</p> <p>➤ 全ての市町村において、コーディネーター配置等による支援体制整備ができています。(現行)19市町村 → (H32末)27市町村</p>
③	<p>家族支援の体制整備</p> <p>➤ ペアレント・プログラムなどによる家族支援が受けられる機会が、県全域で確保されてきている。</p>
④	<p>支援人材の育成</p> <p>➤ 発達障害への対応力を備えた人材が、各分野・職域で広く育成されている。 ※発達障害について身近に相談できるかかりつけ医の数(対応力向上研修の受講医師数)・・・150人(概ね中学校区に一人) ➤ 各職域ごとに、中核となる人材が養成され、職域間での連携が進められている。</p>
⑤	<p>乳幼児期の支援体制整備</p> <p>➤ 合同研修会やモデル事業の成果に基づき県ガイドラインにより、全ての市町村において、地域の社会資源等に応じた機能的な乳幼児期の支援の仕組みづくりに向け、母子保健・子育て支援・障害福祉等の分野連携が進められている。</p>
⑥	<p>学齢期の支援体制整備</p> <p>➤ 全ての市町村が、就学前後の移行期における発達支援が必要な子どもに係る情報連携の仕組みづくりに取り組んでいる。 (現在)5市町村 → (H32末)27市町村</p>
⑦	<p>成人期の支援体制整備</p> <p>➤ 行政機関・就労支援機関・企業等との協働による就労サポート体制の構築に向けた取組が進められている。</p>